

Jリーグ百年構想クラブ規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、Jリーグ規約（以下「規約」という）第18条第1項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）が、将来Jリーグへの入会を目指すクラブを、Jリーグ百年構想クラブ（以下「百年構想クラブ」という）として認定する際の事項について定める。

第2条〔百年構想クラブの条件〕

- (1) 百年構想クラブへの認定を申請するクラブ（以下「申請クラブ」という）は、法人として次の条件を満たしていなければならない。なお、第8号および第9号に関しては、申請クラブの関連する法人にて条件を満たすことをもって足りるものとする。
- ① 規約第1条〔Jリーグの目的〕に賛同していること
 - ② 定款が適法かつ適正に整備されていること
 - ③ 日本法に基づき設立された株式会社、または公益社団法人であり、1年以上の運営実績があること
 - ④ 将来のJリーグ入会を目指し、Jリーグクラブライセンスの取得を念頭に置いた各種基準の体制整備に対して、Jリーグの指導を受けながら、準備を行うこと
 - ⑤ Jリーグ入会までに、規約第24条に定めるホームタウンを予定または決定していること
 - ⑥ サッカークラブ運営が主たる業務とされていること
 - ⑦ 現に日本フットボールリーグ（JFL）、9地域のサッカーリーグまたは都道府県サッカーリーグに加盟し、活動している実績があること
 - ⑧ 天候、日時を問わず、トップチームが練習できる場所を確保できる状態であること（屋内か屋外かを問わない）
 - ⑨ 公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）に対し2種または3種のいずれかで登録したチームがあり、1年以上活動した実績があること。なお、これに当てはまらない場合は、第5条第1項に定める申請を行った日の属するシーズンの翌シーズンの最終日までに当該チームを協会に登録し、活動を開始することを申請クラブが文書にて確約することをもって足りる
 - ⑩ 普及活動（サッカースクールまたはクリニック）を1年以上継続して実施していること
 - ⑪ 適法かつ適正に決算が行われ、財務諸表および税務申告書類が作成されるとともに、短期的に資金難に陥る可能性が極めて低いとJリーグが評価できる状態であること
 - ⑫ 取締役（理事）に、本項第5号にいうホームタウンに居住または勤務している者が1名以上含まれていること
 - ⑬ 常勤役員（常勤理事）が1名以上、その他常勤社員（常勤職員）が4名以上いること。なお、常勤社員（常勤職員）のうち1名は経理・財務分野に関する実務経験を有する

財務担当者とする。また、常勤役員（常勤理事）は複数で、そのうち1名以上は代表取締役（代表理事）であることが望ましい

- ⑯ 申請クラブの名称、ロゴ、エンブレムについて、Jリーグが指定する商標が取得済みもしくは出願中であることまたは商標登録出願のための準備がすみやかに始められる状態であること

(2) 申請クラブは、申請にあたり、以下に定める協力を得なければならない。

- ① Jリーグ入会を目指すことを、申請クラブの所属する都道府県サッカー協会が承認し、支援していることが、当該サッカー協会により文書で具体的に示されていること
 - ② 前項第5号において予定または決定したホームタウンが、申請クラブのJリーグ入会を応援するとともに、Jリーグ入会に向けた取り組みを支援する姿勢を、文書で具体的に示していること
- (3) 申請クラブは、規約第32条に定めるスタジアム（ホームスタジアム）について、以下の第1号ないし第3号のいずれか、第4号および第5号の条件を満たしていなければならない。
- ① ホームスタジアムを決定しており、当該スタジアムについて協会および第1項第4号にいうホームタウンがホームスタジアムであることを承認していること
 - ② ホームスタジアムは、理事会が別途定めるJ3クラブライセンス交付規則もしくはJリーグクラブライセンス交付規則に定める基準を満たすものであるかまたは将来当該基準に適合すべく改修可能であり、改修に向けた計画を策定していることをホームスタジアムの所有者が文書で示していること
 - ③ 協会および第1項第4号にいうホームタウンが、申請クラブがJリーグに入会するためには、理事会が別途定めるJ3クラブライセンス交付規則またはJリーグクラブライセンス交付規則に定める基準を満たすホームスタジアムの整備が必要であることを認識し、整備に向けて取り組む意向があることを文書で示していること
 - ④ 加盟するリーグ戦のホーム試合を、第1項第5号にいうホームタウン内の特定スタジアムで相当数開催できること
 - ⑤ ホームスタジアムを規約第34条に定める理想のスタジアムの要件を満たすスタジアムとするために、第三者を交えた具体的検討を開始していること

第3条〔百年構想クラブの権利〕

百年構想クラブは、「Jリーグ百年構想クラブ」の表記を用い、広報活動を行うことができる。ただし、Jリーグのロゴ、マーク、マスコット、エンブレム等は使用できない。

第4条〔百年構想クラブの義務〕

- (1) Jリーグは百年構想クラブをJリーグ正会員に準じるものとして取り扱い、百年構想クラブは、規約第3条に定める遵守義務の適用を受けるものとする。
- (2) 百年構想クラブは、Jリーグからの活動全般に関する指導、助言を受け、また、Jリーグが指定する会議、研修等への出席を通じて、Jリーグの指示に従いながらJリーグ入会に向けた着実な準備を行わなければならない。
- (3) 百年構想クラブは、一度予定または決定したホームタウンを、原則としてJリーグ入会までの間に変更することはできない。

- (4) 百年構想クラブは、Jリーグが定めた期日までに、当該クラブの法人格に対応する法令に基づいた年次財務諸表一式を作成し、Jリーグに提出しなければならない。なお、当該年次財務諸表一式は、監査役または監事の監査を受け、監査報告書が付されていなければならぬ。また、百年構想クラブが関連する会社等を有している場合、当該関連する会社等の個別財務諸表および連結財務諸表を作成している場合は当該連結財務諸表をJリーグに提出しなければならない。また、Jリーグが活動報告等の書類の提出を指示したときには、定められた期日までに提出しなければならない。
- (5) 百年構想クラブは、Jリーグが当該クラブに対して調査が必要と認められる場合には、調査に協力しなければならない。ただしJリーグは、当該クラブに対し、調査内容を事前に明らかにするものとする。
- (6) 百年構想クラブは、Jリーグからの指示に基づき、Jリーグに対し、各事業年度終了時における株主名簿（当該クラブが公益社団法人である場合には社員名簿）の写しを提出しなければならない。
- (7) 百年構想クラブは、以下各号に定めるいずれかに該当することとなる場合、Jリーグに書面にて届け出を行わなければならない。本項において、株主とは、株式を保有する法人および自然人であり、株式とは、別段の定めがない限り、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利（以下当該権利により将来発行され得る株式を「潜在株式」という）を含み、議決権とは、別段の定めがない限り、潜在株式にかかる議決権を含むものとする。なお、公益社団法人である百年構想クラブについては、社員たる地位について同様の取扱いとする。
 - ① 総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）の15%以上の議決権を自己の計算において有する株主が新たに発生する場合
 - ② 総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）に占める当該株主の議決権比率が自己の計算において3分の1を超える株主が新たに発生する場合
 - ③ 総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）に占める当該株主の議決権比率が自己の計算において50%を超える株主が新たに発生する場合
- (8) 百年構想クラブは、1月1日からの1年間を対象とする年会費として、当年の4月末日までに120万円をJリーグに納入しなければならない。なお、年の途中で百年構想クラブに認定された場合の当年分の年会費は、資格認定日の属する月から12月までの月数に10万円を乗じた金額とし、資格認定日から1ヶ月以内に納入するものとする。
- (9) 前項の年会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第5条〔百年構想クラブの申請〕

申請クラブは、Jリーグが別に指定する書類の提出をもって、隨時申請を行うことができる。

第6条〔審　査〕

- (1) 前条に基づき申請クラブが提出した書類は、Jリーグが内容の確認を行い、書類を受理した場合には、Jリーグはさらに以下の審査を行う。
 - ① 申請クラブの責任者および第2条第1項第5号にいうホームタウンの行政当局責任者からの聴聞
 - ② 地域との協力関係およびホームスタジアム、練習場等に関する調査

- (③) 申請クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他Jリーグが必要と認める事項に関する調査
- (2) 前項の定めにかかわらず、規約第20条の2の定めに従い会員資格を喪失することとなるJ3クラブは、Jリーグが必要と認めた場合のみ前項の審査を行う。
- (3) 理事会は、前項の審査の結果を踏まえ、百年構想クラブ認定の可否を審議し、その結果を原則として申請日の90日後までに、申請クラブに書面で通知する。

第7条〔資格の停止および失格〕

- (1) 百年構想クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、当該クラブの百年構想クラブとしての資格を停止させまたは失格させることができる。
 - ① Jリーグの名誉を傷つけまたはJリーグの目的に反する行為があったとき
 - ② 第2条に定める条件を満たさなくなったとき
 - ③ 第4条に定める義務に違反したとき
- (2) 前項の規定により百年構想クラブとしての資格を停止させまたは失格させようとする場合は、その議決を行う理事会以前に、当該クラブに弁明の機会を与えなければならない。
- (3) 第1項の規定により百年構想クラブの資格を停止させまたは失格させる場合は、Jリーグはその事実と理由を公表する。

第8条〔百年構想クラブからの脱退〕

- (1) 百年構想クラブは、チェアマンに書面で届け出ることにより、いつでも百年構想クラブから脱退することができる。
- (2) 前項の脱退が年の途中である場合、第4条第9項の定めにかかわらず、Jリーグは受領済みの年会費について、脱退日の属する月の翌月から12月までの月数に10万円を乗じた金額を当該脱退クラブに返金するものとする。
- (3) 百年構想クラブが脱退する場合、Jリーグはその事実を公表する。また、当該クラブは脱退した日から2年間は百年構想クラブに申請することができない。

第9条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第10条〔施行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改正〕

2012年9月1日
2014年1月21日
2016年1月19日
2017年1月25日
2019年1月24日
2020年1月30日
2021年1月1日

2022 年 1 月 1 日

2022 年 2 月 28 日

2023 年 1 月 31 日